

クリーニング取次店自主管理の手引き

長野県衛生部・保健所
(財)長野県環境衛生営業指導センター

I はじめに

皆様方の営まれるクリーニング業は県民の日常生活に密接な関連を持つ環境衛生関係営業のひとつであり、衛生業種としての社会的責任を背負った営業です。

近年、クリーニング店に対するお客様のニーズも高度化、多様化していますが、とりわけ衛生水準の向上や快適性が求められており、衛生管理の徹底がお店の繁盛の条件となっています。

このような状況の中、この度、長野県衛生部では、皆様方の日々の衛生管理のお手伝いとして「クリーニング取次店自主管理点検表」を作成しました。

この点検表は清潔で快適なお店づくりに必要な項目について、皆様が定期的に点検し、御自身のお店の衛生上不適切なところを発見、改善されることを目的としたものです。

この点検表を活用され、清潔で快適なお店づくりに一層積極的に取り組まれますようお願いいたします。

II 自主点検の方法

- 1 「Ⅲ自主点検項目の解説」等を参考に、毎月1回、日又は曜日を決めて点検してください。
- 2 点検表の各項目について、適は「○」、不適は「×」を記入してください。該当しない場合は斜線「/」を引いてください。
- 3 前回の不適項目「×」が改善されているかどうか、十分注意して点検してください。
- 4 点検表は、パスケース（A4判）等に入れて、従業者の見やすい場所に掲示してください。

- 5 保健所職員による環境衛生監視の際に、自主点検の実施状況について、確認しますので、提示できるようにしておいてください。

Ⅲ 自主点検項目の解説

(施設一般)

- 1 施設は、クリーニング以外の用途に使用していませんか。

相互汚染を防止するため、施設は住居及び他の用途に供する施設と壁等により明確に区画し、クリーニング以外の用途に使用しないでください。

- 2 施設内は毎日清掃し、清潔で整理整頓していますか。

施設内は、毎日清掃を行い、床、壁、天井等の破損等を適宜点検し、必要に応じて補修するとともに、天井からほこり等が落下しないよう注意してください。

また、施設内には業務上必要な備品等以外のものは置かないようにし、清掃用具は、専用の場所に保管してください。

- 3 照明器具、換気設備は定期的に清掃していますか。

照明器具は少なくとも1年に2回以上清掃してください。また、換気設備についても定期的に点検、清掃を行ってください。

- 4 明るさは十分ですか。(作業面は300ルクス以上が望ましい。)

採光・照明は、作業に支障がないよう十分なものとし、特に受渡し場等の作業面における照度は300ルクス以上を確保することが適当です。

- 5 換気は十分ですか。

施設内は十分な換気を行い、次の空気環境基準を確保することが適当です。

炭酸ガス 1,000ppm 以下

浮遊粉じん 0.15mg/m 以下

一酸化炭素 10ppm 以下

温度 17℃ ～ 28℃

(冷房時は、外気との温度差を著しくしないこと。)

相対湿度 40% ～ 70%

- 6 受け渡し台、洗濯物の収納容器等は、毎日清掃又は洗浄していますか。

仕上げ前の洗濯物が接触する受け渡し台、収納容器等は、毎日、業務終了後に清掃又は洗浄し、適宜消毒してください。

また、仕上げの終わった洗濯物の格納設備及び容器等についても、1週間に1回以上清掃し、常に清潔に保ってください。

7 未洗濯物と仕上げの終わった洗濯物は、区分して運搬・保管していますか。

8 仕上げの終わった洗濯物は、ほこり等で汚染されないように保管していますか。

洗濯物の集配、受渡し、保管中等における相互汚染等を防止するため、未洗濯のもの、洗濯済みのもの及び仕上げの終わったものはそれぞれ区分し、特に仕上げの終わった洗濯物については、ほこり、ねずみ、昆虫等により汚染されることのないよう、密閉包装するか又は格納庫に収納する等衛生的に取り扱ってください

9 ねずみ、昆虫はいませんか。

ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網・防虫網等を設けるとともに、その生息状態を定期的に点検し、必要に応じて防除装置（薬剤の散布、発生源の除去、環境整備等）を講じてください。

10 手洗い設備には石けん等を常備していますか。

(従業者)

11 従業者は、定期的に健康診断を受けていますか。

12 伝染のおそれのある疾病にかかっている者、又は疑いのある者が業務に従事していませんか。

13 従業者は手指を清潔にし、清潔な衣服を着用していますか。

(その他)

14 保健所への届出内容に変更を生じた場合は、変更等の届出をきちんと行っていますか。

次の場合等は速やかに保健所へ届出をしてください。

○施設・設備の構造を変更した場合 ○施設の名称・電話番号等を変更した場合 ○法人の代表者を変更した場合 ○従業者の人数を変更

した場合 ○従業者が伝染性の疾患にかかった場合 ○営業を廃止した
場合 ○業務従事者の講習を修了した場合

15 業務従事者の講習は計画的に受講していますか。

クリーニング業務従事者については、各店舗ごとに総数の1/5（端数切上げ）以上の者が、クリーニング取次店開設後1年以内に1回、その後は3年を超えない期間ごとに1回以上法律で定められた講習を受講しなければなりません。

営業所の所在地、従業者の住所地等の受講しやすい場所を選定し、計画的に受講してください。